

答 申 情 第 5 1 号

平成 2 8 年 1 月 1 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 7 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 7 年 9 月 2 5 日付け保長介第 1 5 6 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

介護保険専用調査票及び介護保険専用主治医意見書の非公開決定事案についての異議申立てに対する決定 (諮問情第 8 3 号)

1 審査会の結論

実施機関が行った公文書非公開決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成27年4月24日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「介護認定審査会に提出された文書（平成26年度）」の公開を請求した。

(2) 実施機関は、当該請求に係る公文書として「京都市介護保険専用調査票及び京都市介護保険専用主治医意見書（平成26年度中に収集したもの）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、本件公文書を公開しないとの公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）をし、平成27年5月8日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

条例第7条第1号に該当

当該文書については、個人の心身の状況に関することを記載したものであり、公開することによって個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

(3) 異議申立人は、平成27年6月19日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

公文書非公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 介護保険の認定業務に係る業務について

ア 介護保険被保険者（65歳以上の第1号被保険者、40歳以上65歳未満で医療保険に加入している第2号被保険者）が介護（予防）サービスを利用するためには、要介護認定の申請をして認定を受ける必要がある。

イ 当該認定は、介護保険法に基づき「認定調査票」及び「主治医意見書」を用いて、

介護認定審査会において被保険者の要介護状態区分等の審査・判定を行い、その結果に基づき市町村が要介護（支援）認定を行う仕組みである。

ウ 認定調査票（京都市介護保険専用調査票に該当する）については、調査員（市職員又は指定居宅介護保険事業者等へ委託）が被保険者を面談し、心身の状況について聞き取りのうえ作成する。

エ 主治医意見書（京都市介護保険専用主治医意見書に該当する）については、被保険者の主治の医師が、病状等について記載を行うものである。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書は、上記(1)イにより京都市介護認定審査会に提出された「京都市介護保険専用調査票」及び「京都市介護保険専用主治医意見書」である。

イ 「京都市介護保険専用調査票」には、心身の状態や介護を受けている内容について記載されている。

「京都市介護保険専用主治医意見書」には、病状や心身の状態に関する意見について記載されている。

(3) 条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書は、氏名・住所のほか、介護を受けている内容や病状など、被保険者の心身の状況がつまびらかに記載されている。これら個人の機微に関するプライバシー性の高い情報は、公開することにより、個人が識別されるおそれがあるほか、本人に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分予想され、個人が識別された場合における権利利益の侵害は重大であると考えられる。よって、本件公文書は条例第7条第1号の「個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないもの」が記録されており、開示することができない文書であることは明らかである。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、次のとおりである。

条例第7条第1号に該当しない。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書は、平成26年度中に実施機関が収集し、京都市介護認定審査会に提出

した「京都市介護保険専用調査票」及び「京都市介護保険専用主治医意見書」である。

イ 「京都市介護保険専用調査票」には、対象者個人の氏名、住所、生年月日、現在受けている介護サービスの状況、身体機能・起居動作、生活機能、認知機能、精神・行動障害、社会生活への適応、日常生活自立度などのチェック欄があり、更に特記事項として心身の状況や介護の状況、介護に関わる家族の状況、居住環境などが詳細に記載されている。

「京都市介護保険専用主治医意見書」には、対象者個人の氏名、住所、生年月日、傷病等の名称、治療内容、心身状態の詳細な内容やそれに対する医師の意見などが記載されている。

(2) 条例第7条第1号該当性について

実施機関は、本件公文書に記載されている内容は、個人が識別され得るものであり、かつ、個人の氏名、住所のほか、介護を受けている内容や病状など、通常他人には知られたくないような情報が多数記載されているものであるため、条例第7条第1号に該当すると主張するので、この点について検討する。

本件公文書には、介護（予防）サービスの利用を希望する対象者である個人の氏名や生年月日、傷病の名称のほか、当該個人の心身の状態に関わる情報や医師による所見などが具体的に記載されていることが認められる。

このように、本件公文書には、通常他人に知られたくない度合いが極めて強い、内面的、身体的な状態を示すような個人の機微に関する情報が多数含まれており、公開することにより、個人が識別されるおそれがあるほか、本人及び関係者に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分予想されるなど、個人が識別された場合における権利利益の侵害の程度は重大であると認められるため、本件公文書は、全体を一つの個人の機微に関する情報と判断し、条例第7条第1号に該当するものと判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年 9月25日 諮問

平成27年10月26日 実施機関からの理由説明書の提出

12月14日 実施機関の職員の理由説明（平成27年度第9回会議）

平成28年 1月18日 審議（平成27年度第10回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。また、異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）